使われているわかりにくい用語(専門用語)このコーナーは、議会だよりの中や行政で を説明します。

骨格予算と肉付け予算

るべきものです。 うえにたって編成され 度の歳入、歳出すべてに ついて年間の見通しの 本来予算は、その年

この予算を骨格予算と 呼んでいます。 編成が行われますが の経費を計上する予算 経費などの必要最小限 避け、人件費等義務的 的経費等の予算計上を どの理由により、政策 な判断ができにくいな 期等の関係から政策的 体の長や議員の選挙時 しかし、地方公共団

> と呼んでいます。 規事業費などを加える くい理由が解消された 補正予算を肉付け予算 後に、政策的経費や新 政策的判断ができに

予算が成立するまでの 場合や合併などで新た 予算があります。 として編成される暫定 された場合などに、本 に地方公共団体が設置 成立する見込みがない 算が年度開始時までに 定期間、暫定的なもの このほかに、年間の予



議長の辞職と 副議長の辞職

います。 の職を辞することを言 議長又は副議長がそ

の身分を辞した時は、 りません。しかし、議員 原則的には議会の開会 長の職は消滅します。 自動的に議長又は副議 分を辞することではあ は有しており、議員の身 を辞しても、議員の身分 議長又は副議長は、 議長又は副議長の職

離れることはできます。 閉会中その職を辞する 辞することで議長職を 可により議員の身分を ことができません。 ができますが、議長は地 てその職を辞すること 方自治法の規定により 議長は議長の許可を得 閉会中においては、副 ただし、副議長の許

> 地方自治法第100 条各項の規定に基づ く3件の告発は否決

中議会の許可を得てそ の職を辞することがで ①正当の理由がないの

③証人尋問において虚 偽の陳述をした

中義幸議員について る中で、同委員会は の規定に基づき調査す 地方自治法第100条 に漏洩したかについて された資料がどのよう 14日付でFAX送信 いた平成23年12月 以前は非公開とされて 査特別委員会において、 情報漏洩に関する調 田

②正当の理由がないの に記録を提出しない に証言を拒んだ (第100条第3条) (第100条第3条)

錮に処する。

きます。

決されました。 で告発することは、否 が、3件ともに賛成少数 会議に提案されました きとの決定がなされ、本 定に基づき告発をすべ 第100条第9項の規 と判断し、地方自治 (第100条第7条)

第100条抜粋 地方自治法

第3項 だときは、6箇月以下の 箇月以上5年以下の禁 をしたときは、これを3 の関係人が虚偽の陳述 する法令の規定により 第7項 民事訴訟に関 罰金に処する。 禁錮又は10万円以下の いとき又は証言を拒ん に、議会に出頭せず若 が、正当の理由がないの 選挙人その他の関係人 の提出の請求を受けた 宣誓した選挙人その他 しくは記録を提出しな 出頭又は記

ときは、告発しないこと 調査が終了した旨の議 の他の関係人が、議会の の陳述をした選挙人そ ばならない。但し、虚偽 決がある前に自白した ときは、告発しなけれ を犯したものと認める 第9項 第3項又は第7項の罪 人その他の関係人が 議会は、選挙

ができる。